

適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

收受印

令和 年 月 日	届	(フリガナ)	(〒 -)
		納 税 地	(電話番号 - -)
	出	(フリガナ)	
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
者	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	登 録 番 号 T		

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

登録の効力を失う日	令和 年 月 日
	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	通信日付印	確認
	届出年月日	入力処理	年 月 日	

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。

「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者が、その登録の取消しを求める場合に提出するものです（法57の2⑩一）。この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長に提出します。

2 提出時期等

登録の効力を失う日は、この届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。

ただし、この届出書を提出した日が、提出をした日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日後である場合には、翌々課税期間の初日に登録の効力を失うこととなります。

したがって、翌課税期間の初日に登録の取消しを求める場合は、登録の取消しを求める課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの届出書を提出しなければならないこととなります。

3 記載要領

(1) 国外事業者の場合、「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(2) 「登録番号」欄には、登録を受けた番号を記載します。

(3) 「登録の効力を失う日」欄には、この届出書を提出した日の属する課税期間の末日の翌日を記載します。

ただし、この届出書の提出をした日の属する翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎた場合には、翌々課税期間の初日を記載します。

（例）3月決算の法人

1 ×年3月17日までにこの届出書を提出した場合

×年4月1日（翌課税期間の初日）から登録の効力を失います。

2 ×年3月18日から×年3月31日までに提出した場合

×+1年4月1日（翌々課税期間の初日）から登録の効力を失います。

(4) 「適格請求書発行事業者の登録を受けた日」欄には、適格請求書発行事業者として登録を受けた年月日を記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。